

鳥取市環境保全審議会（平成22年度第1回）議事録

1．開催日時 平成22年10月27日（水）10：00から11：30

2．開催場所 市役所第二庁舎5階第1会議室

3．出席者

委員 池原会長、鈴木委員、米澤委員、出井委員、田淵委員、佐藤委員、  
田中委員、細谷委員、本多委員、佐々木委員、浜本委員、公納委員  
事務局 加藤部長、山本次長、山本補佐、谷重係長、平木主幹、中村主任

4．審議事項

5．決定事項 議事録署名委員 米澤委員、公納委員

6．議事概要 以下のとおり（注：発言内容は一部要約して掲載）

| 発言者  | 発言内容  |
|------|---|
| 事務局  | <p>定刻になりましたので、これより平成22年度の第1回の鳥取市環境保全審議会を開会いたしたいと思えます。</p> <p>加藤部長よりごあいさつを申し上げます。</p>  |
| 加藤部長 | <p>御審議いただきます内容につきましては、事前に配付させていただいているところでございますけれども、最近、臭気の問題につきまして議会の方でもいろいろと御質問をいただいたり、市民の皆さんから苦情等がございまして、見直しをさせていただきなと考えておるような状況でございまして、実際には湖山、賀露にございます、養鶏場から臭気が発生しておるということです。</p> <p>現在、規制の方法については空気中の悪臭物質、成分の濃度等で規制をさせていただいております、またエリアについてもA、B、Cということで規制の強度をかえて規制をさせていただいているところでございます。</p> <p>悪臭防止法については鳥取県が以前は管理をさせていただいておりましたけれども、権限移譲ということで17年10月から鳥取市の方で管理をさせていただいております、本日はそのような内容につきまして御審議をいただいで進めさせていただきたい</p> |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>と思っておりますし、なかなか難しい問題ではございますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。簡単ですけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。どうかよろしくお願ひします。</p>  |
| 事務局  | <p>中野副会長、合田委員は、本日の会議を欠席されるという連絡がございました。</p> <p>ただいまの出席委員数は、委員総数15名中11名ということで過半数を満たしておりますので、環境保全審議会に関する条例の規定によりまして成立しております。</p>   |
| 池原会長 | <p>大変高いところからでございます。お許しをいただきたいと思ひます。</p> <p>さて、日ごろは皆様から大変な御配慮あるいは御協力をいただいておりますことに、心からお礼を申し上げたいと思ひます。</p> <p>さて、自然界には非常に大きな異変が続出しているようでございます。森林の荒廃、あるいは河川の枯渇、あるいは動物、あるいは病虫害の被害等々、自然の異変による被害が増大の傾向にありますことを非常に憂うわけでございますけれども、この審議会の役割といいましようか、責務といいましようか、重さをつくづく感じている昨今でございます。皆様のお知恵をかりながらこのような問題に今後対処していきたいと決意をしておるところでございますが、どうぞよろしく御指導なり、あるいは御協力をお願い申し上げます。初めのあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> |
| 事務局  | <p>それでは、議事の進行につきまして条例の規定によりまして、議長を池原会長にお願ひいたします。</p>   |

|       |  |
|-------|--|
| 池原会長  | <p>本日の審議日程の進行を私が担当させていただきます。</p> <p>初めに議事録の署名委員を選出したいと思います。まず、議事録署名委員に米澤委員と公納委員様をお願いしたいと思います。御了承いただけますでしょうか。</p> <p>それでは、議事に入りまして、まず(1)の悪臭規制地域の指定について、事務局の提案説明をお願いいたします。</p>   |
| 事務局   | 〔資料説明〕   |
| 事務局   | <p>それでは、深澤副市長より臭気規制基準等につきまして環境保全審議会に諮問をいたします。</p>  |
| 深澤副市長 | <p>鳥取市環境保全審議会会長、池原範雄様。鳥取市長、竹内功。臭気規制基準等について鳥取市自然保護及び環境保全条例第24条により、次のとおり諮問します。</p> <p>諮問事項。1、悪臭規制地域の指定について。2、悪臭規制基準について。以上、よろしく願いいたします。</p>  |
| 池原会長  | お受けいたしました。   |
| 事務局   | 諮問に当たりまして副市長、一言お願いいたします。   |
| 深澤副市長 | <p>平素より委員の皆様には大変お世話になっておるところでございます。この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>皆さん、御承知かと思いますが、近年、賀露町あるいは湖山町の方でもですが、養鶏場の悪臭が大変問題になってきておるところでございます。平成17年には周辺の住宅地等につきまして悪臭規制地域ということで指定をされてきておるところでございます。</p> <p>賀露町におきましては、平成18年7月15日だったと思いますが、養鶏場の事業者の方と、それから地元と鳥取市と三者で話し合いを初めて持ちまして対策を講じていくと。この年には、事業者の方でみずから悪臭の軽減といいですか、そういったことに取り組まれておられたところでございますが、何とか行政の方も支援ということで平成20年には鳥取市と鳥取県が協調いたしま</p> |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>して、それから事業者と三者で悪臭の軽減装置等を設置したり、そういった取り組みを行ってきておるところでございますし、今年度も鳥取市独自で支援をしていこうということでございますが、周辺の住民の皆さんから、やはり少し悪臭が軽減されたようだがまだまだ大変だという苦情が寄せられてきておるところでございます。</p> <p>そういった状況の中で、このたびこの地域、区域に指定されております、隣接の賀露町の西1丁目、それから南2丁、3丁目、この一部であります、ここが住宅開発、宅地化等が進んでまいっておりますので、このあたりにつきましても規制区域とすべきかどうなのか。</p> <p>それから、あわせまして現在はアンモニア等の特定悪臭物質濃度と、ある物質の濃度を測定することによって悪臭の度合いを数値化したもので考えていくということではありますが、これは人間の臭気感覚と少し異なるところがございますので、この人間の感覚を数値化したものであります臭気指数というものがありますが、こういったものを採用すべきなのかどうなのか、この2点につきまして御審議をお願いさせていただくものでございます。どうかよろしく願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> |
| 池原会長 | ありがとうございます。  |
| 事務局  | 〔資料説明〕   |

|      |   |
|------|---|
| 池原会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>悪臭防止法による指数、規制等に基づくものだけではなくて、人間が体感します、体感といいましょうか、人間が悪臭を感じるその上でまた別の指数も考えていかなければということも想定されているようでございます。</p> <p>今、説明がございましたので、これから質疑まず受けたいと思います。</p>  |
| 公納委員 | <p>悪臭の問題、初めて聞くような話でびっくりしているところです。鳥取市内にそういう悪臭で問題になるような工場とか事業所があるということは考えたこともなかったことで、新発見というところであります。</p> <p>その悪臭の原因というのはどうもジェイエイの養鶏場のようですけれども、養鶏場ではどのくらい鶏を飼っているのですか。1万匹以上でも飼っているのでしょうか。</p>                       |
| 事務局  | <p>ジェイエイ畜産が32万羽、レイクファームが13万羽合わせて45万羽です。</p>   |
| 公納委員 | <p>はい。45万、すごい数ですね。初めて聞きました。</p> <p>ところで、45万の鶏を飼って、悪臭が生じているようですけれども、全然そういう経験がないとぴんどこないですね。できれば、現地調査のようなものを導入してほしいと思いますけれども、いかがでしょう。</p>  |
| 池原会長 | <p>要望ですね。後でまた回答させていただきます。</p>   |
| 米澤委員 | <p>この臭気の問題は、ただ単に臭うからそれを規制するという問題だけに済まないと思います。といいますのは、まず設置された、臭気を出す原因の場所ができたのがいつなのか。その後、例えば後で住宅が建てられて、そしてそれが臭気の問題に対してクレームを出した状態と、初めから住宅があるところに持ってくる場合と全然意味合いが違うと思います。ということは、臭気問題、環境問題だけではなくて都市計画の問題にまで入ってくると</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>思うのです。</p> <p>例えば、臭気があることを了承して建てる人と、それがあつたらかなわないからそういうところには家を建てないという人と、そういう問題まで起こってくると思います。環境問題だけではなくて、市としてのトータル的な政策が重要な問題になってくるのではないかと思います。ですから、ここだけで審議して、それをどうのこうのと言うのはちょっと難しいのではないかなという気がいたします。以上です。</p>  |
| 池原会長 | <p>気持ちはよくわかりました。</p> <p>事務局で今出た問題について御回答をいただけませんか。</p>  |
| 事務局  | <p>養鶏場が先にありました。</p>   |
| 池原会長 | <p>湖山地区は宅地造成した後で、養鶏場が来ているわけですね、岡山の方から。あそこの山王団地などは30年前から家が建っているわけです。養鶏場が来たのは七、八年前ですね。それで問題が生じているということのようです。</p>  |
| 事務局  | <p>賀露周辺の西浜地区は、もともと砂浜のような所だったので養鶏場が先にありました。</p> <p>賀露の旧村はちょっと別にしまして、造成については養鶏場が先にあって西浜の自治改良区や「かるいち」ができたりして、どちらかというの後発です。</p> <p>それから、湖山の方は今、会長さんがおっしゃったように、においを感じておられるところの団地の方が古くて、後からできております。ただ、これは経営者がかわっておりますので、その辺の年数の確認はとれていません。</p> <p>今の経営者の方は、先ほど会長さんがおっしゃったような状況でございます。</p> |
| 事務局  | <p>現地調査の件の御提案がありましたけれども、これから次の2回目の審議の日程をお諮りしないといけないのですが、もしよろしければ次回のときの会議の審議の中で現地の調査といたします</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>か、現地の方に行っていただく日程も含めまして、設定をすることを考えていきたいと思いますが、委員さんの皆さんがどういうふうにお考えなのかお聞きしていただければと思います</p>   |
| 池原会長 | <p>現地視察の上で、やっぱり審議を構えていく方が大事ではないかと思いますが、皆さん、いかがでしょうか</p>  |
| 田淵委員 | <p>はい、行きたいです。</p>  |
| 田中委員 | <p>臭気指数といって、これは数字で見ても全然わからないのです。21がどれぐらいのにおいかどうか。それで、そこに実際住んでおられる方が毎日、毎日すごく不快感を感じられているのか、それとも風向きとか何かもあるでしょうけれども、全然そういうことを感じられない日もあるのでしょうか。その辺はどうでしょうか。</p>                                     |
| 事務局  | <p>風向きというのは影響があるみたいでして、特に賀露地区の方でいくと北西から来る風があると大半の住居の方に流れ込んでおります。</p> <p>これは、ジェイエイの方ではなく多分湖山の方にある養鶏場からのにおいだと思いますので、北風が吹くと、湖山池を渡って山王団地の方ににおいを感じられる、やはり風向きというのは相当いろんな形でにおいにも影響があるようなことだと思います。</p> |
| 田中委員 | <p>ほとんど毎日、もう嫌だなという思いはされているわけですね、皆さんが。</p>  |
| 事務局  | <p>南側から風が吹くと比較的楽なところがあります。ただ、そうなると今度は湖山西の方がにおうという、やはり風向きでその地域・地域でにおいが回っているという状況のようです。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 池原会長 | <p>春、夏の南西のときには湖山西地区で非常に悪臭が強いと言う苦情がいっぱい出ているのです。寒くなって西風、北西の風になりますと、南岸の山王団地以下、高住、高江町、良田、あたりが非常ににおうという苦情が続出しています。ただ、毎日というわけではないような気がします。私もあの地区に住んでいるのですが、日によって違いますね。毎日におうというわけではないようです。</p> |
| 浜本委員 | <p>風に乗ってどの辺までにおいが飛んで行くものですか、そういうことはわかりますか。</p>  |
| 事務局  | <p>そこまで調査したことはありませんが、先ほど会長さんがおっしゃったように苦情が来ているということは、やっぱり届いているということだと思います。</p>   |
| 浜本委員 | <p>苦情の来るところと来ないところが境という感じですね。</p> <p>それから、もう1点。このにおいが出る原因も原因でしょうが、その場所でおいを消すということはどういうふうに行っておられるのですか。</p>   |
| 事務局  | <p>ジェイエイの方は、農林水産部の方で指導に入って、それぞれ臭気を消す方法を講じておられます。例えば、建物から出てくる空気を乾燥させて脱臭剤をかけるなど行っています。</p> <p>ジェイエイさんについては、一生懸命やってくれているのですが、抜本的な改革にはなっていないという状況だと思います。</p>                                |
| 鈴木委員 | <p>この規制の内容には臭気指数というのは含まれないのですよね、では、今あるこのメルカプタンとかトリメチルアミンとか、こういうものを規制するだけで養鶏場のにおいというのは規制できるのでしょうか。</p>   |



|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>この数値だけいきますと、やはり相当苦情が来ているというのは限界部分があるということ。</p> <p>5ページから他市、他市町村の状況の資料を添付しております。この5から9ページの資料は全国的に抜粋で調査をさせてもらって、臭気指数という制度を取り入れている市の資料でございます。</p> <p>他の市町村では物質的な規制だけではなく、こういう形で実際に臭気指数で人間の感覚の規制をかけようということによって具体的にされています。さっき言った、10から21というのは、法律上、10から21の間の中で数値をあらわしなさいということになっていますけれども、では規制する値をどこにするのかというのは、また市町村ごとにいろいろと規制のばらつきがございます。</p> <p>ちょうど、5ページに先ほどいろいろと書いてある自治体の集計をとったものです。これを鳥取市の区分のA地域とC地域、ちょっとBを書いていないのですが、こういうところで規制区域がありまして、例えば住居地について規制区域で一番厳しい10で規制をかけておるのが125団体あります。次の12で規制をかけているのは108団体あります。商業地域については住居地よりも少し緩やかに12の基準を設けているのが100、それからもう少し緩やかに15という数値で基準をかけているのが181団体。工業地域については、もう少し緩やかになって13の規制区域が84とか、15が60とか、18が72という形で、ある一定の10から21の間でそれぞれ基準を設けて、これ以上超したら規制をまた強化するよという目安にしています。</p> <p>このたびの審議の中にいただきたいのは、まず臭気指数という制度を鳥取市が持ち込むのかどうかということです。それから、臭気指数を持ち込んだとしたら、住居地だったら10にするのか12にするのか、商業地域だったら10にするのか15にするのか、工業地域、準工業地域であればもう少し緩やかに18ぐらい</p> |
|-----|---|

|      |  |
|------|--|
|      | <p>にするのかとか20にするのかと。この審議をこれからお願いしたいというところでございます。</p> <p>各市町村の調査をした段階では結果はこういう形で、それなりに各市もほかの他市も、物質規制だけではなかなか難しくて住民のニーズにこたえ切れないということで、具体的なこういう臭気指数制度を取り込んでおる各市、町もあるということの御紹介でございます。</p>   |
| 鈴木委員 | 鳥取市は、この臭気指数を入れる意思はないのですか。  |
| 事務局  | 今入れたいということで皆さんの御審議をいただいています、入れるべきということになれば、これから事務的な作業に取りかかっていると考えております。  |
| 鈴木委員 | こういう評価の試験の仕方といいますか、データのとり方というのは非常に難しいと思います。でも、何かで規制するのであれば、この臭気指数を入れるべきではないかなと考えます。  |
| 田中委員 | 鶏の臭気の問題はずっと昔からあると思うのです。例えば、何十年前になりますかね、城北地区に養豚場ありましたよね。それは結局、住居がどんどんできてきて、臭気の問題があっただけに移られましたよね。今の、米澤委員さんに関連するのですが、確かに、臭気というのは環境問題として大事なことです。臭気規制をかけました。そうなった場合に、今の養鶏場が臭気対策をされて、それが良い結果となるのか。もしそれが対応できないとすれば、移転しなければならないようなことが出てくるのでしょうか。 |

|      |   |
|------|---|
| 鈴木委員 | <p>それは、公害問題すべてに通じる話になります。ですから、その会社はその時代に合った対策を一生懸命やったけれども、どうしても地域住民に迷惑をかけざるを得ないと判断するときにはやっぱり転居する必要があると思います。</p> <p>もう一つは、後から町の様子が変わってきて住居がずっと流れてくることがありますよね。これは当然、前もってそこに工場なり施設があることを承知で入るのですけれども、これはある程度社会の流れといいですか、時代の流れがありますから、それはある程度事業所にとってもやむを得ないことではないかと僕は考えます。当然、それによって工場付近の資産価値というのも変化するわけですから、昔は売っても金にならないようなところでも、周りに住居が来ることによって転居するに当たって、それなりの費用を捻出することができます。そういうふうに僕は思っています。</p> |
| 公納委員 | <p>悪臭のもとになる物質が上げられておりますけれども、こういう物質が排出される原因は何でしょうか。</p>  |
| 事務局  | <p>そこに書いているのは、においの要素です。鶏のことでいうと、まずふんですね。それから、鶏自体が持っている個体の鳥のにおい、餌の匂いです。</p> <p>鶏ふんについてはアンモニアで規制をかけて、今すごくよくなりつつあるのですが、鶏ふんの方のにおいが落ちてきた分だけ、今度は鶏が持っている本来的な個体のにおいですね、32万羽もいれば当然鶏の個体のにおいというのはありますので、それではないかという推測的な物の言い方をされる方もあります。なかなか難しいですね、においを特定するというのは。</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 池原会長 | <p>大量のふんを熱処理しますね。熱処理して肥料にして出荷するのですよ。その熱処理のときに出るにおいが非常に強いのです。ちょうど湖山池の対岸に高住というところがありますが、あの地域に・・養鶏というのがあります、1万、2万近く飼っていたでしょう。それで、すごく悪臭が生まれて、非常に問題化して養鶏業の方と何度も折衝をしました。</p> <p>最終的には、養鶏場を閉鎖することで解決したのですけれども。やはり、住民と業者とのかかわりも、これからは考えていかなければならないなと私は思うのです。</p> |
| 出井委員 | <p>今、鶏の方だけなのですが、私の住んでいるところにもちょっとにおいがあって、においますと支所に言いますと数値はオーケーですという返事しか来ないので、数値がオーケーならもうこれ以上行政の方は入れないということで住民は仕方なしに物申すことをあきらめてはいるのですが、このように臭気を出していただくことになると、私たちにちょっと光が見えるかなという思いがありますので、できましたらこの臭気指数というのを取り入れていただければと思っております。</p>                         |
| 佐藤委員 | <p>この特定臭気物質をはかっているのは7、8、9月ですね。これは、年間を通じてはかられるのではなく夏のときは多分かなりにおいが強いと思うので、そのときに限ってはかっているのでしょうか。それとも年間を通じて。</p>   |
| 事務局  | <p>おっしゃられるとおりで、一番においのきつい時期に測ります。それによって、逆に規制値を出すことによって養鶏場さんの方にもこうですよということを言えるので、年間を通してはかっても冬場などは当然これよりも下になるので、やはりにおいが一番拡散する時期の値を持って、対策を講じてくださいと言っておるといってございませう。</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 佐藤委員 | <p>私の家の近くには牛舎が2カ所あります。それで、これは7、8、9の7月より、私は梅雨に入るところのむっとしたときの方がにおいがきついような気がします。梅雨が明けるとにおいがちょっと少なくなる。もちろん風向きにもよるのですけれども、アンモニア臭がするのは梅雨の風のないようなときがすごくよくおもうような気がしますので、これからするのに6月の雨模様のころを加えていただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>  |
| 事務局  | <p>今の御意見は参考にさせていただいて、来年以降少し検討させていただきます。</p>  |
| 田中委員 | <p>臭気指数の基準を決めた場合に、どうしても企業側がその数値より下げられない場合にどこかに移転ということになったら、移転する費用そのものはどうなりますか。企業が全面に持たなければいけないのですか。それともある程度行政側で補助することになるのでしょうか。</p>  |
| 事務局  | <p>ちょっと調べてみないとわからないですね。ただ、過去の養豚場のときは土地の先を行政側も一生懸命探した記憶がありますが、具体的な経費がどうだったかというのはちょっと記憶がありません。経費のことはまた調べてみないと分かりません。</p>   |
| 米澤委員 | <p>養鶏場とか養豚場だったら、動かすことは比較的楽だと思いますが、例えば、石油の精製工場を動かせといってもそれは無理な話ですよ。ここに書かれている規制の数値というのは化学物質ですよ。それをどうやって削減するかという研究を各社でやっているわけですね。そういう設備を増設してもらうとか、そういう形にならざるを得ない。だから、ケースによりけりで、養豚場、養鶏場の場合と工場とはちょっと違うと思います。</p> <p>それからもう一つ、さっきから議論になっている風の問題です。私は、実は旧通産省のミッションでヨーロッパまでこの問題の調査に行ったことがあります。地形によっても違うのです。風で飛ぶところと、それから滞留するところ。特に鳥取というのは</p> |

山に囲まれていますから滞留しやすいという違いもあるし、本当に地形、風の方向、それから夏は南風が吹きます。それから、冬は北西の風が鳥取は入ります。そうすると、におう地区が変わってくるので、クレームが全然違うわけです。

例えば最初に申し上げましたようにそういうものが先にあれば、その周辺の住宅とかそういうものを規制する方が早い。それは都市計画です。

都市計画によって、この地区はこういう問題がありますよということ。土地の売買のときに重要事項説明書というのを必ずつけることに法律で決まっています。その中に養豚場があることは必ず入るのです。書かなければいけないし、書いてあれば後から文句を言うことはできなくなると。そのかわり、先ほど鈴木委員さんがおっしゃったように、土地の価値はそれだけ低いという状態、そういう社会的な約束事があるって、そういう中で構成されていますので、要するにただ単ににおいだけの問題ではなくて、都市計画だとか、そういうほかの要素を含んだ形で検討しないと、これは単純ににおうからそれを規制するというわけにはちょっといかないような気がしますね。

|      |   |
|------|---|
| 鈴木委員 | <p>今の臭気対策はどのような対策をしているか、それともう一つは、これはどこか専門業者さんに依頼されているわけですか。というのは、東京とか大阪で環境展というのがありまして、そこに行くと、やっぱり音とか振動、においのもというのは、もう世界じゅう、日本人は特にそうですが物すごく問題になっています。それに対する提案というのが物すごくたくさんあります。ただ、それをどこまで業者さんが知っておられて対応しているか。業者の方も含めて。その辺をよく知りたいと思うのです。</p> <p>先ほど、養鶏場さんが移動する話もありましたが、やっぱり対策費というのは結構かかるのです。私も過去に、音の問題で地区住民からやられまして、結局その施設は移転しました。要は、防音壁を建てるとか建物を建てかえるよりは、ちょっと離れたところに用地を買って実験設備をつくった方が安いのです。そのときの状況にもよりますし、ここの養鶏場にしても昔はこんなに30万羽もいなかったと思うのです。それが増えることによって、悪臭もふえてきたということがありますので、一方的に昔から養鶏場があったからこれは正しいのだということとは言えないと思います。やっぱり最終的には、周りに住まわれている住民の皆さんの常識と会社さんの善意で調整せざるを得ないと思います。</p> |
|------|---|

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>悪臭対策でジェイエイさんがやっているものの資料があります。</p> <p>それと、技術的な問題だけ少し申しますと、この施設を完全密封して中を高圧にして出る空気については臭気材を使い、それからエアーで乾燥させて脱臭剤の中にほうり込むと多分においは全く出ないと思います。ただ、それだけのお金を企業側が投入する力がまずあるのかという。それから、余りそれを求め過ぎると会社が撤退とか雇用の問題とか、いろんな問題が出てきます。ですから、市の方もジェイエイさんの改良についてはある程度補助金を投入していろいろやっているのですが、先ほど言ったように建物全体をまず密閉して高圧にするということになると莫大な金がかかるわけです。今、実際にそういうことやっているのは、ごみ焼却施設がありますね。これはすべて完全密封で中を高圧にして、車の出入りについては二重エアカーテンにして、中は当然ごみですからにおいますけれども、外に出ないようにする。そこまでの投資をこの養鶏場でして、それで卵を売って採算がとれるか、そういう問題があります。ジェイエイさんの場合は一生懸命やっってもらっております。</p> |
| 浜本委員 | <p>四日市の公害などはぜんそくが出て大変だったという話も聞いていますが、このたびの養鶏のにおいは病気、健康にはどんな害があるかということはおわっているのでしょうか。</p>   |
| 事務局  | <p>基本的には化学物質を出しているわけではありません。例えば先ほど委員さんがおっしゃってくださった精神的な問題というのはあると思います。</p>   |
| 米澤委員 | <p>分析していくと化学物質があるのかもしれない、臭気のもと。そこまで分析していないということでしょう、要は。何かあるわけですから、におうということは。だから、それがこの中の項目に当てはまるかどうかはわかりませんが。</p>  |
| 鈴木委員 | <p>逆にこれで規制しても、本当ににおいがなくなるかどうかわか</p>   |



|       |  |
|-------|--|
|       | らない。   |
| 事務局   | <p>10月16日に湖山西の町内会長さんにそれぞれ養鶏場が取り組んでいる悪臭対策について話をさせていただきました。副市長からもありましたけれども、要は、西日本ジェイエイ畜産で平成20年に横型発酵槽に脱臭装置を設置、攪拌されたにおいを一つの部屋にみんな集めて、霧を吹きかけてにおいを落とす装置を県と鳥取市と提供者でそれぞれ負担をし合っつったという経過があります。それによって、悪臭物質のアンモニアの指数は落ちました。しかし、先ほど言ったように32万羽という鳥のけもの臭が強く感じられたという経過がございます。</p> <p>それぞれ対策に向けて、日本ジェイエイ畜産が施設改善、また22年度ににおいをダクトで集めてここで霧を吹きかけてにおいを消すという装置をつくっております。新たに、けもの臭の対策として、畜舎に消臭塔をつけて、細かい編み目の塀をつけて、においを抑えようとしているところです。</p> |
| 公納委員  | この養鶏場に伴う悪臭の問題は、全国的にはどこか起きているわけですか。   |
| 事務局   | <p>全国的に見ますと、養鶏場というのは比較的山の奥の近くに家がないようなところに建っている例が多いです、あとは規模の問題がありまして、ジェイエイ畜産ほど大規模な例というのが余りないようです。そういうのは山の中で、近くにだれも住んでいないようなところであって、広範囲にわたる畜産の悪臭による苦情の実例はあまりないようです。</p> <p>鳥取市の特に賀露の場合は、近隣の家までの距離がすごく少ないという状況がありまして、他県には該当する例が少ないのかなというところです。</p>  |
| 佐々木委員 | この悪臭というのは1年間のうち何日ぐらいするのでしょうか。ふだん、風がないときもやっぱり臭いがあるのでしょうか。   |

|       |  |
|-------|--|
| 事務局   | <p>私は悪臭の担当で臭気測定に出ているのですが、賀露の場合は各区の区長さんに出ていただきまして測定を一緒に行っております。その中でお聞きしますのは、海が近いので基本的に昼間は北風が吹き、夕方から夜、早朝にかけては南風が吹くとのことです。1日のうちどっちか風が吹いているので、毎日臭いが来ると言われます。近くの家は特にそういう傾向が強いように聞いております。離れたところになりますと、臭気が強いときと全然におわないときがあると聞いています。</p>   |
| 佐々木委員 | <p>臭気指数をつくるというのは、私もいいと思いますが、これにはおいの場合なのですが、私の会社ができたころは周りが全部田んぼだったのですよね。それが、30年間のうちに周りが全部住宅になって、うちの場合は機械の切断の音がすごくするのです。そうすると、今までは残業を7時でも8時でもしていても住民からの苦情はなかったのですが、周りに家が建つと今度7時、8時の残業にはうるさいと住民の方が言ってこられます。さっきの話ではないですが、うちが最初に40何年代に来たのに後から家を建てて来られた方の方が、今は住民の方が強くなって仕方ないから残業を減らすとか、会社としてはそういう対策をしてきたのです。</p> <p>さっきも言われましたが、賀露の方も、私が学生のときからあそこで鶏舎をやっているのを知っているのですが、あそこがあるのに住宅を買ってこられて、なおかつそこは準工業地帯とか調整区域になっても自分のところの田んぼがあるから家を建てて、私らから見たら自分たちが望んで出たという感じも受けることもあるのですよね。確かに指数をつくるのは私もいいと思いますが、何を講じるかといったら、でも賀露の人は海岸の方などは年がら年じゅう潮風を受けて家や車なども郊外の人よりも早く傷むという話も聞きますし。余り業者の方をいじめるというわけでもないですが、そういう話もちょっとかわいそうではないかなと</p> |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>思って聞きました。さっき図を見ましたら、臭気が出るのだったら、米子の日パなどはすごい煙突を上げていますが、あんな設備でもされたらにおいが上に行くのではないかと思います。どうですか。</p>  |
| 米澤委員 | <p>大企業の場合、臭気はどうしても出るのですよ。それをどうするかといいますと、ああいう高いパイプを建てて、それで水蒸気で飛ばすのです。</p> <p>拡散です。例えば、10の臭気を100持ってくると10%しか臭気がないわけですよ。それを100に薄めて出すと、人間の感覚というのはそれだけなくなるわけです。そういう解決策をとっているところが多いです。これをこのやり方というのは、ずっと古くから工業地帯やっていましたよね。</p>   |
| 鈴木委員 | <p>三洋製紙もそうではないですかね。</p>  |
| 米澤委員 | <p>三洋製紙の場合はどうなっているか具体的にはわかりませんが、そういうような形で拡散すると臭気問題というのは減る。ただ、設備そのものに相当お金がかかりますから、企業さんがつけられるかどうかというのはわかりません。大体そういうやり方をやっています。</p> <p>音の場合はわかりませんが、臭気の場合はそういうやり方をやっています。</p>   |
| 鈴木委員 | <p>臭気とかそういうのはある程度拡散できても動物のにおいというのは、それはもう動物が持っているのだから消すことはなかなかできないのではないのでしょうか。</p> <p>極論になりますが、狭いところでたくさん飼うからです。物すごく広いところに30万羽いても、例えば千代河原にずっと並べたら30万羽といってもわずかではないですか。においはしないですよ。狭いところに飼うからにおいが固まってしまうのです。</p> <p>それから、五、六羽飼われているとおっしゃっていましたよね。そんなにきつくないと思います。ふんの処理さえできていれ</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>ば。ただ、やっぱり30万羽となると密度が高いと思います。</p>   |
| 米澤委員 | <p>ブロイラーだから、そういう効率を企業としてやっていますから。</p> <p>例えば、こういう話があります。日本で飼っている羊、ラム肉を食べると臭いと。ところが中東の方で飼っているのを食べるとそんなににおうほどはしない。これはなぜかという議論がありまして、それは広大な土地で羊を飼っているからだ。要するに、体臭を発散しているのだろうという、わかったようなわからないような結論を言っている人もいるくらいで、やっぱり密集しているところにやりますとどうしても出ますよね。汗みたいなものが出るか、分泌物が出るだろうから、それが発散される場所がないと。</p> |
| 佐藤委員 | <p>この賀露の場合はジェイエイさんがされているのですよね。いや、今、ふっと思ったのですが。</p>  |
| 池原会長 | <p>事業主体がジェイエイですね。</p>   |
| 佐藤委員 | <p>今、郡部というか山の方は、農地が荒れて放置の田んぼがたくさんあるではないですか。そういうところに分散して工場を建てられたらいいのではないかと。</p>  |
| 米澤委員 | <p>放棄地はちょこんちょこんとあって、まとまって放棄地があるわけではないから、ちょっと。</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 池原会長 | <p>私も実家の孫が八日市の三井化学研究所におるのですけれども、いろんな悪臭問題が入り込んでくるということで帰ってきて言いますけれども、工業地帯の場合はかなり事業主体者が財源確保しておりますので解決しやすいですけれども、鳥取のような小規模のところではなかなか財源が生み出せない。そういう悩みが鳥取の場合はあるようですね。</p> <p>それから、埼玉の川口市、蕨市の辺もですが、悪臭をずっと送風管といいますか、あんなので回しながら脱臭する施設を持っているところもあるようでございます。</p> <p>なかなかこれは難しい問題ですが、そういう方策については、また今後の審議会でいろいろ皆さんと一緒に知恵を絞って考えるということにしまして、今のところはきょう出された悪臭指定地域の制定については、これは御了解いただけますでしょうか。それから、規定基準ですね。指数の導入、これについても御賛成いただけますでしょうか。</p> |
| 田淵委員 | これは1回、10がどれぐらいなにおいかというのを確認したいと思います。   |
| 池原会長 | 今度、実地に視察してそこでやりましょう、皆さん。  |
| 田淵委員 | 自分たちがちょっと体験してみないとどこが我慢できるかということが。   |
| 本多委員 | <p>今、臭気をかぐとおっしゃって、それに加えて、例えばアンモニアを抜いたらどれぐらいになるかということもできれば、できないのでしょうか、それは。全体ではこういうにおいですが、例えばその中の1つを抜いたらここまで下がりましたということはできませんか。そうすれば、例えば住民との話し合いでもこれぐらいなら、後から来られたおたくたちですから我慢もできませんかという話し合いもできるではないかと思って。</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | 騒音とか振動というのは機械で測るとその場で数字が出てわかるのですが、においというのは持ち帰って専門機関で調べてもらって、結局結果が出てくるのは早くても2週間ぐらいかかったりします。   |
| 田淵委員 | 全体で皆さん視察というかかぎに行く、そのときのにおいはそれでわかるでしょ。その後で処理したらここまで下がりますよということが知りたいのです。それはできませんか。   |
| 事務局  | 頼めば攪拌しているところに入ってもらうことはできます、でもとにかく臭いですよ、目があけておれませんが。  |
| 米澤委員 | そういう問題ではなく今の悪臭の問題は、場内のにおいが幾ら臭くても、それは別に問題ないから。  |
| 浜本委員 | アンモニア臭を抜いたらかなり苦情が減りましたとおっしゃっていましたが。だから、それがどのくらい減って、どういうふうになったかということが知りたいということです。   |
| 事務局  | アンモニアを抜いているのではなしに、アンモニアそのものはあるので、それをいろんなものに付着させることによって全体のおいを落としているので、アンモニアの物質だけを抜くということになると、きっと莫大な施設などが要ることになると思います。やっぱり、1個1個物質を抜いていくことは結構いろんな経費が要りますので、なかなか今の状態ではアンモニアだけを抜くことは難しいと思います。 |
| 田淵委員 | 次回現地に行くということですが、鶏舎の中にも入らせてもらえるでしょうか。   |
| 事務局  | 全員が一斉に入れるかということそれはなかなか難しいかと思いますが、その辺は事業所の方と相談をしてみないといけないところです。   |

|      |  |
|------|--|
| 田淵委員 | もう1点。鶏舎から、普通、規制するのは近くに思うのですが、ちょっと緑が離れている、何か意味があるのでしょうか。この地図の緑の場所は。   |
| 加藤部長 | 今現在は、地域に指定されているのは、赤く塗っているところが悪臭防止の地域のA地域ということになっておりまして、緑で塗っているところは今現在規制がないのです。   |
| 米澤委員 | それに引き続いて同じ内容ですが、ちょっと疑問点。グリーンのところは何地帯、何地区ですか。農地ですか。   |
| 事務局  | 市街化調整区域です。   |
| 米澤委員 | 農地に家を建てるということは、基本的には農業をやるという、そこに住みつくとということが前提なわけですね。そういう規制地区に、においが行ったらいけないという規制かけたらもう至るところがそうなるとなるような気がするのです。そういう意味でこのグリーンのところが農地であるかどうかということは非常に重要なことで。それから、その隣の無指定、ちょうど審議対象区域と書いてある下は恐らくこれも同じような地区だろうと思うのですよ。そうすると、グリーンのところが指定してくれということになると、その隣も指定してくれということになるような気がします。こういうところ、どういうふうにか考えるかということが非常に我々としても審議してくれと言われても、ちょっと困るところですね。 |
| 池原会長 | 規制地域指定については、次の会でもひとつ考えてみたいと思います。   |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>環境政策課、生活環境課それぞれの課で審議会を持っておりまして、環境政策課の方はこの環境保全審議会、それから旧生活環境課の方は実は清掃審議会とって廃棄物の関係を審議する会を持っていました。実は、ごみの有料化とか廃棄物の方につきましてもいろいろ対策を練って行って、ある程度公的に打てる部分というのはだんだんなくなってきておるという中で、少し審議事項が、回数が、間があき出したということで、できるだけシンプルに事業を進めたいという思いがありまして、こちらの方の環境保全審議会と清掃審議会とを一つの審議会として、新たな審議会をつくっていききたいと。その中には、中央環境審議会、部会制度、それぞれ部会を設けてそこで専門的なところをやってもらって、それを総合に持って上がるという制度に移行したいと。</p> <p>たまたまタイミングよく、清掃審議会の方の委員さんの任期もちょうど切れております。それから、こちらの環境保全審議会の方の委員さんも、実は今月の末までが審議会の委員になっておりますので、お互いに委員さんの任期が切れるというタイミング等もありますので、そういうことで検討していきたい。今の予定ですと12月の審議会の方に、この審議会の改正の条例案を出して議会の方の議決を得たいと。議会の議決が得られましたら改めて委員さんの選任等につきましては、協議をさせていただいて新たな委員会をつくっていくと。若干、両方の委員さんの数が多いので、少しスリムにした形で新たに審議会を発足していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 池原会長 | <p>今ある2つの審議会を一つにしようということのようであります。もちろん、専門部会はまたその中に置いて検討する形になるということですが、御了承いただけますでしょうか。</p> <p>では、その方向で進めていただきますように、お願いいたします。</p> <p>そのほか、諸連絡はございませんか。</p>  |



|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>次回のスケジュール。資料の11ページを見ていただけますでしょうか。今後のざっとした日程を書いております。この規制の内容の検討については3月までに何とか決着を見たいということで、今10月の末で第1回の環境保全審議会を開いておりますけれども、先ほど申しましたような新たな審議会の体制ができた1月の末ぐらいに第2回を開いて、ここで具体的に先ほどお話があったようなことをしっかりと審議を進めて、それを受けまして3月の末には答申の案も含めて3月の末ぐらいでちょっと決着を見ていただければありがたいと思っております。</p> <p>どういう形になるかはちょっとわかりませんが、告示以下が少し2段ラインで書いていますけれども、もし臭気指数の採用ということになれば、まず告示をいたしまして皆さんの中こういうふうに変りましたよということを言います。当然、そうすると企業側の方、それから住民側さんの方についてもそれぞれの対応、特に企業側の方については対応の準備が必要です。約半年程度の周知期間を設ける。それで、10月1日から臭気指数の規制開始をやるならばやろうということでございます。一番下の段に、7月から9月まで悪臭測定をということ提案しておりますが、先ほど6月のお話がありましたので、この部分については改めて私どもの方の検討させていただきたいという日程であります。</p> <p>新たな審議会の委員のメンバー構成がまた変わりますので、一応、新たな委員さんについては1月の末ぐらいをめぐりにまた御相談していきたいと思っております。以上でございます。</p> |
| 池原会長 | <p>今後のスケジュールについて何か御意見ございましょうか。</p> <p>御了承いただけますでしょうか。</p> <p>では、きょうの会議は締めたいと思います。ありがとうございました。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | これをもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。 |
|-----|--|

この議事録は、審議会の決定事項と相違ないことを証明する。

平成22年 月 日

議事録署名委員

会 長 .....

署名委員 .....

署名委員 .....